

別紙

農林水産商工常任委員会資料

(平成26年4月21日)

項目

- 3 株式会社テムザックによる株式会社テムザック技術研究所の米子市への開設に係る調印式の実施について

【立地戦略課】…………… 1

- 7 株式会社ナノオプトニクス・エナジーの用地売却に伴う企業立地事業補助金交付決定の一部取消と補助金返還について

【立地戦略課】…………… 3

商工労働部

株式会社テムザックによる株式会社テムザック技術研究所の 米子市への開設に係る調印式の実施について

平成26年4月21日

立地戦略課

災害救助、医療介護ロボット等の開発・製造・販売を行う株式会社テムザック（本社：福岡県宗像市）が、新たに医療ロボット等の研究開発拠点として米子市に「株式会社テムザック技術研究所」を開設しました。この度、これを支援する鳥取県及び米子市との間で協定書の調印式を行いました。

1 (株)テムザック企業概要

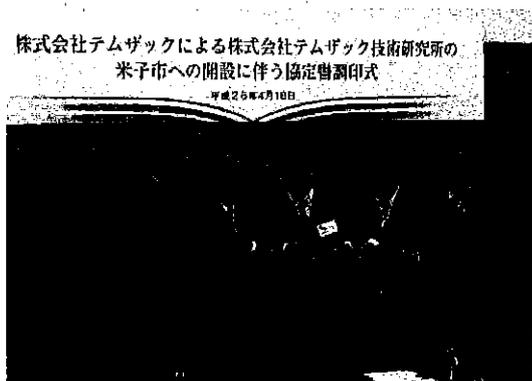
- (1) 名称 株式会社テムザック
- (2) 代表者 代表取締役 高本 陽一（たかもと よういち）
- (3) 本社所在地 福岡県宗像市江口465番地
- (4) 資本金 10億7,763万円
- (5) 事業内容 災害救助・医療介護ロボット等の開発、製造、販売

2 立地計画概要

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 名称 | 株式会社テムザック技術研究所 |
| (2) 開設場所 | 米子市角盤町一丁目55番地2
(中海テレビ放送センタービル3階) |
| (3) 代表者 | 代表取締役社長 檜山 康明（ひやま やすあき） |
| (4) 事業内容 | 医療・介護等のロボット開発 |
| (5) 投資額 | 約1億円 |
| (6) 雇用計画 | 研究者・技術者12名程度（(株)テムザックからの出向を含む） |
| (7) 開設 | 平成26年3月 |

3 調印式

- (1) 日時 平成26年4月18日（金）13時40分から14時40分まで
- (2) 場所 知事公邸 第一応接室
- (3) 出席者 株式会社テムザック 代表取締役 高本 陽一
株式会社テムザック技術研究所 代表取締役社長 檜山 康明
米子市長 野坂 康夫
鳥取県知事 平井 伸治
国立大学法人鳥取大学 学長 豊島 良太
国立大学法人鳥取大学医学部附属病院 病院長 北野 博也



開発中の歩行支援ロボット
「アクティブギア」

協 定 書

株式会社テムザック（以下「甲」という。）、株式会社テムザック技術研究所（以下「乙」という。）、鳥取県（以下「丙」という。）及び米子市（以下「丁」という。）は、甲及び乙の米子市への研究所開設について次のとおり協定する。

第1条 甲及び乙は、別紙1のとおり米子市に研究所を設置するものとする。

第2条 丙及び丁は、前条に定める研究所の設置及び操業が支障なく円滑に行われるよう、誠意をもって協力するものとする。

第3条 甲及び乙は、法令等の規定を遵守し、特に研究所の設置、運営等に当たっては、公害の発生防止と周辺環境の保全に努めるものとする。

第4条 甲及び乙は、従業員、研究者の採用に当たっては、米子市在住者の積極的な採用に努めるものとする。

2 丙及び丁は、甲及び乙の人材確保に当たっては、誠意をもって協力するものとする。

第5条 甲及び乙は、事業に当たっては、鳥取県内企業への受発注に努めるものとする。

第6条 甲及び乙が別紙1のとおり米子市に研究所を設置することに対し、丙及び丁は、別紙2に定める支援を行うものとする。

第7条 甲、乙、丙及び丁は、この協定に定める事業を実施する上で知り得た他の当事者の営業、人事、技術その他の業務上の機密（以下「機密情報」という。）を保持するものとし、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、機密情報を開示しようとする者があらかじめ書面により当該機密情報を保有する他の当事者の同意を得た場合は、この限りでない。

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

上記のとおり協定した証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有し、信義を重んじ誠実にこの協定を履行するものとする。

平成26年4月18日

甲 福岡県宗像市江口465番地 株式会社テムザック 代表取締役

乙 鳥取県米子市角盤町一丁目55番2 株式会社テムザック技術研究所 代表取締役社長

丙 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県 鳥取県知事

丁 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市 米子市長

(別紙1)

進 出 計 画 概 要

1 事業所の名称	株式会社テムザック技術研究所
2 所在地	米子市角盤町一丁目55番2
3 操業開始	平成26年3月
4 事業内容	医療・介護用ロボット開発等
5 雇用計画	12名（5年計画）

(別紙2)

1 鳥取県の支援

- ・鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）に基づく支援
- ・働くぞ！頑張る企業を応援する鳥取県正規雇用創出奨励金支給要領（平成23年4月1日制定）に基づく支援

2 米子市の支援

- ・米子市企業立地促進補助金交付要綱（平成17年3月31日制定）に基づく支援

株式会社ナノオプトニクス・エナジーの用地売却に伴う企業立地事業補助金交付決定の一部取消と補助金返還について

平成26年4月21日
立地戦略課

株式会社ナノオプトニクス・エナジーが事業所用地等の一部を売却されたことに伴う企業立地事業補助金交付決定の一部取消及び補助金返還について、以下のとおり報告します。

1 事業所用地等売却の概要

- (1) 契約日 平成26年3月31日
- (2) 売却先 ㈱イーウェル (福利厚生代行サービス事業。本社：東京都千代田区)
- (3) 売却対象 (土地) 15,249.21㎡ (緑地等)
(建物) 575.63㎡ (車庫、保養所、機械室等)
- (4) 売却金額 2.7億円

2 企業立地事業補助金交付決定の一部取消と補助金返還について

平成26年4月中に、(株)ナノオプトニクスエナジーに対し企業立地事業補助金の交付決定(平成24年11月22日)の一部取消及び返還について通知予定。

・鳥取県補助金等交付規則、鳥取県企業立地等事業助成条例等の規定に基づき、土地及び建物に係る補助金額(309,098千円)について、全体面積のうち売却面積の割合に相当する金額について、交付決定の一部取消及び返還を求める予定。

・返還額：45,788,515円

★土地に係る返還額

$$217,079,611円 \times \frac{15,249.21㎡}{74,213.84㎡} = 44,604,788円$$

(土地に係る補助金額) (売却面積) (全体面積)

★建物に係る返還額

$$92,019,283円 \times \frac{575.63㎡}{44,747.70㎡} = 1,183,727円$$

(建物に係る補助金額) (売却面積) (全体面積)

合計 = 45,788,515円

